

令和2年（2020年）5月22日

各保育所・認定こども園設置者 様

姫路市こども未来局教育保育部

国の緊急事態宣言解除等を受けた本市の対応について

本日、国の緊急事態宣言が解除されたこと等を踏まえ、今後の対応について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 特別保育は、5月24日（日）をもって終了します。
- 2 市立学校園の休業継続状況を踏まえ、感染症拡大防止を図る観点から、5月25日（月）から市立学校園の休業が終了するまでの間は、市内の保育所、認定こども園の1号認定については休園を継続するとともに、2号認定、3号認定については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り園児の登園の自粛を要請します。なお、この要請に基づき、登園を自粛した場合は、保育料について日割りとすることとしております。
- 3 緊急事態宣言の解除に伴う保育所等における感染予防については、下記の国通知を参考に対応をお願いします。
  - 緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000630595.pdf>
  - 保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000630630.pdf>
  - 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第四報）（令和2年5月14日現在）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000630631.pdf>
- 4 市立認定こども園の1号認定の夏季休業日は、市立幼稚園の対応に合わせ、令和2年度に限り8月1日から8月31日までに変更します。